

第4次稲美町教育振興計画策定業務仕様書

1 委託業務名

第4次稲美町教育振興計画策定業務

2 業務期間

業務委託契約を締結した日（令和6年度中）から令和7年3月31日まで（1か年度）

3 業務実施場所

稲美町 国岡 地内

4 本業務の目的

教育基本法第17条2項に基づき、令和7年度から5年間を計画期間とする「稲美町教育振興基本計画」を策定するために業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

5 法令等の遵守

本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、当該仕様書に定めるもののほか、上位計画等の整合に留意し、次の関係計画及び規則等諸法令を遵守して行うものとする。

- (1) 教育基本法
- (2) その他関係法令及び関係計画

6 委託業務内容

(1) 現状把握

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

- ア 統計資料の把握
- イ 上位計画及び関連計画の動向把握
- ウ 現計画及び関連施策の進捗状況の整理及び分析（別途「(4) 庁内関連部署・関連機関現況把握調査」参照）
- エ 教育に関わる国・県等の動向把握、及び反映
- オ 各分野の教育に関わる法令などの改正や新たな法整備等
- カ その他教育に関して必要と思われる事項

(2) 庁内関連部署・関連機関現況把握調査

庁内関連部署・関連機関担当者へのヒアリングによる施策課題・ニーズの把握分析を行う。現況把握シート等により、課題・施策等の進捗状況を把握するとともに、これまでの取り組みに対する把握、評価・検証を行い、問題点や課題、住民ニーズ等についての分析を行う。必要に応じて、関連部署担当者等に聞き取り調査を行うこととする。

ア 現況把握シート原票の作成

イ 現況把握結果とりまとめ（施策課題抽出、ニーズの把握分析）

(3) 計画骨子案・素案・概要版の作成

基礎調査分析の結果を踏まえるとともに、会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、計画の骨子案、計画書素案のとりまとめを行う。なお、策定にあたっては、関連計画や既存計画との整合性を図ること。

また、概要版の編集・デザイン・校正等も行う。編集にあたっては、住民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。冊子に用いるイラスト等については、地域福祉の視点に配慮したものとし、受託者オリジナルのものを作成することとする。

ア 基本的方向性の検討

イ 計画の評価方法の検討、重点施策及び目標指標等の検討

ウ 骨子案の作成

エ 計画書素案の作成

オ パブリックコメントの実施支援

カ 計画書の編集、校正、修正

キ 概要版のデザイン・編集、校正、修正

(4) 会議等運営支援

策定委員会等会議運営支援（4回程度）

ア 策定委員会への出席、運営支援

イ 会議録の作成（要旨）

ウ 会議資料原稿データ作成

(5) 成果品

ア 計画書（令和7年3月末納品）

A4判／100頁程度／表紙カラー／本文1色／あじろ綴じ製本／500部

イ 本業務に関するデータ一式を記録した電子媒体（CD-ROM等）（令和7年3月末納品）

7 その他

- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。
- ・本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を本町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならない。
- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを

行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。

- ・ 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- ・ 計画等の成果品は、本町に帰属し、本町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。